

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書
概 要

1. 法人名等

| | |
|-------|--------------|
| 法人名 | 学校法人 龍谷大学 |
| 法人代表者 | 理事長 石上 智康 |
| 担当部署 | 法人事務室 |
| お問合せ先 | 075-645-7872 |

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

| 基本原則 | 基本原則の遵守状況 | 遵守原則 | 遵守原則の遵守状況 |
|-------------------|-----------|------|-----------|
| 1. 自律性の確保 | 「遵守」 | 1-1 | 「遵守」 |
| 2. 公共性の確保 | 「遵守」 | 2-1 | 「遵守」 |
| | | 2-2 | 「遵守」 |
| 3. 信頼性・ 透明性の確保 | 「遵守」 | 3-1 | 「遵守」 |
| | | 3-2 | 「遵守」 |
| | | 3-3 | 「遵守」 |
| 4. 継続性の確保 | 「遵守」 | 4-1 | 「遵守」 |
| | | 4-2 | 「遵守」 |

3. 遵守状況の確認フロー図

- ①担当部局における遵守状況の点検（実施項目の確認）
↓
②常任理事会において遵守状況の意思決定、私大連への報告内容を確認
↓
③理事会、評議員会への報告及びステークホルダーへの公表（WEB）、私大連へ報告書提出

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

| | |
|----------------|------|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| 基本原則の遵守方法に係る説明 | |

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

| | |
|----------------|---|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| エクस्पラインの種類 | コードの記載通りの方策により遵守している |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>本法人においては、1975年より長期計画を策定し、各種事業運営に取り組んでいる。現行の長期計画である「龍谷大学基本構想400」の策定にあたっては、従来の意思決定手続きに留まらず、若手教職員を中心とする将来計画タスクフォースを立ち上げ、教職員対象、学生対象のワークショップをそれぞれ開催するとともに、パブリックコメントを求めるなど、学内外問わず、広く意見を聴取した上で成案化を図った。また、「龍谷大学基本構想400」に基づく1期4年のアクションプラン（中期計画）においては、アクションプランごとにKPIを定めた上で、原則として半期ごとに事業の進捗を確認し、社会状況の変化等に応じて、適宜計画の変更等も行っている。なお、長期計画等の具体的な内容については、webサイトを別途構築した上で、学外に公表するとともに、進捗状況についても、毎年度の事業報告を通じてステークホルダーに開示している。なお、経営的な観点から大学運営を担う人材育成の必要性についてはアクションプランに記載しているものの、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材育成、登用方針までは言及していないため、次期中期計画策定時において検討することとする。</p> |

基本原則「2. 公共性の確保」

| | |
|----------------|------|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| 基本原則の遵守方法に係る説明 | |

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

| | |
|----------------|---|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| エクスプレインの種類 | コードの記載通りの方策により遵守している |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>「龍谷大学基本構想400」において、本学学生における「育むべき力とマインド」を明確化し、その上で、毎年度の事業計画書において、当該年度の学部学科、研究科等の目標や取り組むべき事項を明示し、学内外に発信している。なお、それらの目標の達成のためには、財政基本計画や長期財政計画及び予算編成の基本方針や教員人事計画等の各種財政に関する計画も十分に留意した上で取り組んでいる。一方、具体的な教育の展開にあたっては、全学的に「3つの方針」を検証する委員会を設置し、委員会のもとで方針の整合性をチェックする体制を整備しており、恒常的に教育活動の検証及び改善・向上に係る検討を行うことにより「3つの方針」の実質化を図っている。加えて、内部質保証システムである「組織としての自己点検・評価」「教員個人の諸活動に対する自己点検（教員活動自己点検）」における点検・評価の結果及び、「学期末の授業アンケート」や「大学IRコンソーシアム学生調査」の集計結果や分析結果も教育活動の改善に用いている。</p> |

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| エクस्पラインの種類 | コードの記載通りの方策により遵守している |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>本法人においては、社会的に早期の段階から、産官学連携及び生涯学習を専門的に担うセクションを設置しており、現状においても「社会連携・社会貢献方針」や「地域連携事業の推進方針」等の方針を定めた上で、様々な社会連携、社会貢献、地域連携の各種事業に取り組んでいる。また、その取組を実施する上では、学生が主体的、積極的に参画できる体制も整備している。あわせて、各地方自治体との包括協定や、各種団体と社会連携、社会貢献、ボランティア活動等に関する協定も締結しており、積極的に社会との関わりを持つ体制を整備している。</p> |

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

| | |
|----------------|------|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| 基本原則の遵守方法に係る説明 | |

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| エクспレインの種類 | コードの記載通りの方策により遵守している |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>「学校法人龍谷大学監事監査規程」に基づき、毎年度の監査計画書及び監査報告書を作成している。また、監事は、理事会、評議員会への出席はもとより、必要に応じて常任理事会等の会議体への出席も可能としている。更に、定期的に監事会を開催することに加え、監事会を三者協議の場としても位置付け、監事と会計監査人、内部監査室等とが密な連携を図れる体制を整えている。あわせて、監事業務を支援する法人事務室が、監事会議長を中心に、監事監査に必要な情報提供を積極的に行うとともに、業務監査の一環として、毎年度「重点監査事項」を定めるなど、監事監査をより実質化させる施策を講じている。なお、監事の選任基準の明確化については、次期中期計画において検討することとする。</p> |

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| エクस्पラインの種類 | コードの記載通りの方策により遵守している |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | 理事及び管理職位者が、学校法人の運営上重要となる法令及び法人内諸規則を十分に確認した上で法人運営に携わっており、重要な法改正が生じた際は、必要な研修及び情報共有に努めている。また、法務担当部署を事務組織として設置し、日常的な法律相談、法令解釈等の相談に対応するとともに、法人内における不正・法令違反等の事象を未然に防止することを目的とした研修会の開催やコンプライアンス推進に関する取組を実施している。加えて、各学校に内部監査機能を整備するとともに、監事、会計監査人、内部監査室等監査部門とが密接な連携を保ち効率的な監査を実施することにより三様監査体制を確立している。その他、公益通報者保護法を踏まえ、内部通報に係る適切な体制を整備している。 |

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| エクस्पラインの種類 | コードの記載通りの方策により遵守している |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | 「学校法人龍谷大学情報公開規程」及び「情報公開規程に関する細則」において、情報公開の基準及び公開する情報の細目を定め、適切な情報の公開に努めている。また、法人内における教育・研究・社会貢献活動をはじめとする様々な事業・取組についても、各種媒体を通じて、積極的な広報を実施している。 |

基本原則「4. 継続性の確保」

| | |
|----------------|------|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| 基本原則の遵守方法に係る説明 | |

遵守原則 4 - 1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

| | |
|----------------|---|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| エクस्पラインの種類 | コードの記載通りの方策により遵守している |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>「学校法人龍谷大学寄附行為」において理事の職務を定めるとともに、毎事業年度当初に「学校法人」及び「大学」「高等学校・中学校」の運営に関する確認を諮り、理事に関しては、事業項目に対して担当理事制を用いるなど、責任と権限の明確化に努めている。また、理事会及び評議員会の構成においては、学外者を積極的に登用し、学内者より学外者が多数を占めることを寄附行為において担保すること、また、理事会、評議員会とは別に監事会を組織することなどの取組により、各ガバナンス機関における機関内及び機関間の牽制機能がはたらくよう体制を整えている。</p> |

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| エクस्पラインの種類 | コードの記載通りの方策により遵守している |
| 遵守原則の遵守方法に係る説明 | <p>私立大学の収入構造上、寄付の重要性を理事が十分に理解した上で、寄付の用途を明示し、寄付金の募集に取り組んでいる。特に、2021年度からコロナ禍という経験を踏まえ、様々な危機事象が発生した際の学生支援に活用するための「危機事象対応学生支援」という用途を追加するとともに、コロナ禍に応じた新たな寄付制度も構築している。また、外部資金獲得に関しては、関連部署が連携し、補助金を含めた外部資金に係る情報の収集に努め、集約した情報については、必要に応じて適宜常任理事会において共有を図るとともに、イントラネットを通じて各種補助金の最新情報を発信するなど、全学的な情報共有を図り、外部資金の獲得に努めている。加えて、危機事象が生じた際は、迅速かつ適切な対応を図れるよう、「危機管理規程」を整備するとともに、地震その他自然災害の際の対応マニュアルや海外危機管理マニュアル等において危機事象が生じた際の対応にかかる手順等を整備している。なお、情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況について、点検・評価の実施を規程上に定めているが、運用に至っていない。次年度から情報セキュリティインシデント対応チームを設置、運営することとしており、情報セキュリティ体制の一層の強化を図っていく。</p> |